

別添

入札保証金説明書

入札保証金に関する説明書

1 入札保証金の額

見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に、12を乗じて得た額）の100分5以上とします。もし、足りなかった場合、入札は無効となります。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後、様式3での請求で還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部が免除できます。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者をする入札保証保険契約（保険金額については、1に準じた額とし、定額てん補とする。）を締結し、その証書を令和8年8月20日（木）午後2時までに提出した場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことが確認できる書面（契約書等）を実績報告書（様式1号）に記載し令和8年8月20日（木）午後2時までに提出した場合。

※ 現金及び自己宛小切手で入札保証金を納付する場合、手続きが複雑になる上、落札した場合には、還付せずそのまま契約保証金に充当されることとなりますので、出来る限り「3、入札保証金の免除」の手続きをとってくださるようお願いいたします。

4 小切手等で納付する場合

納 付 場 所	下記の場所へ直接持参し、警察本部警務部会計課が発行する保管証と引き替える。
納 付 場 所	沖縄県警察本部警務部会計課
納 付 期 間	令和8年8月24日（月）午後3時までに納付
還 付 方 法	入札終了後還付請求書（様式第3号）に基づき、即日に還付。領収書に記名、捺印をする。（落札者以外）

※ 小切手で納付する場合、令和8年8月20日（木）午前中までに会計課用度係まで電話連絡（098-862-0110 内線2244）すること。

5 現金で納付する場合の納付方法

納 付 方 法	(1) 様式2号の債務者登録票を令和8年8月19日（水）午後0時まで必要事項を記入し、警察本部会計課へ提出する。 (2) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを上記会計課へ速やかに呈示すること。
納 付 場 所	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合（県内）、みずほ銀行、鹿児島銀行
納 付 期 限	令和8年8月21日（金）午後3時までに納付
還 付 方 法	入札終了後、還付請求書（様式第3号）に基づき、約20日後に登録した口座へ振り込む（落札者以外）

※ 現金で納付する場合、令和8年8月18日（火）午前中までに会計課用度係まで電話連絡（098-862-0110 内線2244）すること。

6 入札保証金に代わる担保

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債又は地方債

担保の価値：額面金額又は登録金額

(2) 政府の保証する債券及び計約担当者が確実の認める社債

担保の価値：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額

(3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手

担保の価値：小切手金額
この小切手は、金融機関が自己を支配人として振り出すもので、振出人、支配人とも同一金融機関

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値：手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5) 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値：当該債権証書に記載された債権金額（定期預金債権にあっては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付ある書面を提出すること。）

(6) 契約担当者が確実と認める金融機関の保証